# 令和4年度 第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

# (芦屋市立養護老人ホーム和風園) 会議録

日 時	令和4年10月11日(火) 13:00~15:30
場所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委 員 石井(いしい) 隆之(たかゆき)
	神部(かんべ) 智司(さとし)
	谷(たに) 仁(ひとし)
	富田(とみた) 智和(ともかず)
	和田(わだ) 聡子(さとこ)
	市出席者 企画部 部長 上田 剛
	マネジメント推進課 課長 島津 久夫
	マネジメント推進課 係員 池島 秀起
	事務局 福祉部 部長 中山 裕雅
	高齢介護課 課長 浅野 理恵子
	高齢介護課 係長 田尾 直裕
	高齢介護課 係員 西村 勇一郎
	高齢介護課 係員 北次 佑有
事 務 局	高齢介護課
会議の公開	■非公開
	会議の冒頭に諮り、出席者の賛成多数により決定した。
	〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3
	分の2以上の賛成が必要〕
	<非公開・一部公開とした場合の理由>
	公開することで、募集内容・審査要領・配点の記載がある選定基準を、特
	定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公
	正な競争が損なわれる恐れがあるため

# 1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項

ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について

イ 応募状況

- (4) 協議事項
  - ア 第一次選考(書類審査)について(欠格事項・予定価格を超える法人の確認)
  - イ 面接審査の実施方法について
  - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について

### (6) 閉会

# 2 提出資料

資料1 委員名簿

資料2 募集要項

資料3 業務仕様書

資料4 審査要領

資料 5 選定基準

資料 6 応募法人一覧

資料7 面接審査の実施方法について(案)

資料8 応募書類一式

### 3 審議経過

## (1) 開会

事務局: 定刻になりましたので、ただ今から第2回市立養護老人ホーム和風園指定管理 者選定・評価委員会を開催させていただきます。

> 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます高齢介護課の浅野でございます。 どうぞ宜しくお願いいたします。

はじめに、福祉部長の中山からご挨拶を申し上げます。

## ----- 部長挨拶 -----

事務局: それでは、進行は富田委員長にお願いしたいと思います。 宜しくお願いいたします。

委員長: 皆様、おはようございます。

早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めたいと思います。 まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局: それでは、資料の確認をいたします。

- 委員名簿
- 募集要項
- 業務仕様書
- 審査要領
- 選定基準
- · 応募法人一覧
- ・面接審査の実施方法について(案)
- 応募書類一式

## (2) 会議運営に関する説明等

委員長: では、はじめに、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告を お願いします。

事務局: 本日は委員定数5名中、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長: 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局: 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。 ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議 や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認め られる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないこ とができることとなっております。

> 本日の審議におきましては、書類審査及び法人情報が含まれるため、非公開と すべきと考えております。

委員長: 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございま すか。

## ----- 異議なし -----

委員長: それでは、会議を非公開に決定します。

委員長: それでは、次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局: 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非 公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、その ように取り扱いたいと考えております。

委員 長: ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

#### ----- 質問·意見 -----

委員長: それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を 損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

事務局: 9月7日の募集締め切り後、各委員に対して応募法人との利害関係の有無についてメールで確認を行いました。10月11日現在、どなたも利害関係は無いと

のご回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。

委員長: 応募法人との利害関係は無いとの報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人 からの接触はございませんか。

----- なし -----

委員長: 特にないということを確認いたしました。

## (3) 報告事項

ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について

# イ 応募状況

委員長: それでは、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局: まず、前回の委員会後に修正した点ですが、選定基準の項目3「維持管理」の「(3)人材確保及び人材育成について」の3つ目に「福利厚生が充実整備されているか」という審査基準を追加しました。また、募集要項の提出様式に、全ての審査基準を網羅して記載するようにいたしました。応募法人にも、審査基準が明確になるようにということで、全ての審査基準を記載するよう修正しました。前回からの変更点は以上です。

委員長: 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。他に特になければ、次に 移ります。

事務局: 今回は、現在の指定管理者である社会福祉法人聖徳園からの応募がございました。現地説明会は、現在、運営しておりますので不参加になっております。収支計画については記載のとおりです。

今回の応募につきましては、広報あしや8月号で周知しましたほか、市のホームページならびに、日本PFI・PPP協会のホームページにも掲載いたしました。加えて市内の介護保険事業所に周知のメールをお送りさせていただきました。以上の取り組みをさせていただきましたが、結果として応募は一法人となってございます。報告事項について、説明は以上でございます。

委員長: 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。他に特になければ、次に 移ります。

#### (4) 協議事項

ア 第一次選考(書類審査)について(欠格事項・予定価格を超える法人の確認)

委員長: 次に協議事項に移ります。まず、第一次選考(書類審査)について事務局から 説明をお願いします。 事務局: まず、応募法人から提出された書類について、不足はございません。欠格事項 についても、様式3の「指定管理者の選定等に係る誓約書」の提出がございまし たので、欠格事項はございません。

次に、「審査要領」 3 選定の方法(1)第一次選考をご覧ください。施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の指定管理者としての最低条件として、ア〜ウの条件のいずれかに該当する法人等は除外することとしております。まず、「ア 提案した額が予定価格を超える法人等」という条件ですが、指定管理料の予定価格は5年間で3億7,300万円であり、法人からの提案額は、各年度7,460万円、5年間で、3億7,300万円でございますので、予定価格を超過しておらず、除外条件には該当いたしません。イ、ウの条件である経営状態及び管理運営で懸念のある法人について、事務局としては、特に懸念があるとの判断が出来かねますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。説明は以上でございます。

委員長: ただ今のご説明に対し、ご質問はございませんか。

また、経営状態及び管理運営について懸念のある法人がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

石井委員: まず1つ気になったのは、法人単位事業活動計画書のうち、令和2年4月1日 から令和3年3月31日の資料で、前年度決算(B)の繰越活動増減差額がありますが、これは前年度なので、令和2年3月31日のことだと思いますけど、事業活動計算書の平成31年4月1日から令和2年3月31日、1期前の決算書と比較すると数値が異なる部分があります。これ本当はつながるところと思っているのでが、極端にこの金額が開いているのがよく分からないです。

委員長: ここは、数字が同じにならないとおかしいということですか。

石井委員: そうです。どっちが正しいかは分からないですけど。また、令和3年3月31日の決算書の前年度決算B列を見ていくと、減価償却費が3億4,500万円に今なっていると思います。これが、さきほどの令和2年の決算書だと1億1,400万円になっています。その下の国庫補助金等特別積立金取崩額も、令和3年3月のやつだとマイナス1億3,100万円になっていますけど、それがマイナス5,085万円となっているので、この2つが大きく主に動いている項目ですよね。それが影響していると思うのですけど。なぜこういうふうな差が出ているのか、決算が終わった後に何か修正が入ったのか。

委員長: こうやって見ていくと、例えば令和3年3月31日の前年度決算、上から3つ目の 児童福祉事業収益も微妙に違いますね。 石井委員: そうです。微妙に違うやつが出ているのです。大きく異なるのは、減価償却費 と国庫補助金の額が一番大きく動いているのですけど。

委員長: そうですね。ただ、これは次に聞かないと。あるいは、この資料を事前に用意してもらうとか。

石井委員: そうですね、事前に見たほうが多分いいかと思います。

事務局: 前年度決算と当年度の分ですね。法人全体のことですので、私どもでは分かりかねる部分がございます。何らかここの説明の資料なり、本当に訂正が必要であれば、訂正した資料を、次回開催までに、メール等でお届けするようにさせていただくことでよろしいでしょうか。

石井委員: そうですね。

委員長: できたら、事前に事業者に聞いておいてということですね。

石井委員: 資料の関係で、監査報告書が令和2年3月期と令和3年3月期はありますが、 令和4年3月期がありません。代わりに経営者の宣誓書みたいな資料が、令和4 年3月期だけ入っているのですが、提出資料に誤りがあるかも確認したいです。

事務局: 分かりました。合わせて確認します。

委員長: ここは留保にして進めざるを得ないですね、今では分からないですもんね。

石井委員: そうですね。

委員長: では、まず令和4年6月付の独立監査人の監査報告書の存否を確かめて、出てなければ大変なので。

石井委員: 監査意見が出てないという。

委員長: そうですよね。監査意見が出てなければ。場合によっては失格になりかねないぐらいのことなので。多分、それはないだろうという見込みのもとに進めていきます。 ひとまず、令和4年6月付の独立監査人の各報告書については、追完を求めないといけないことにはなるかなとは思います。無限定適正意見が出ないということは、何かの不備があるということ。

石井委員: そうですね、不備があるという可能性もありますので。

委員長: 恐らくミスとは思いますけど、ここについては追完を求めるのと、先ほど述べた 法人単位事業活動計画書の齟齬です。この2点を、可能な限り次回までに補足を求 めるという形にいたしましょうか。

事務局: 分かりました。確認しまして、メール等でお知らせいたします。

委員長: それでは、決算報告書で他の先生、何か御意見等あればと思いますがいかがでしょうか。特になさそうですかね。特にここは数字の部分になりまして、細かいところでもありますが。除外される法人は、これらの追完がなされることを条件に取りあえずなしということで、形式的な不備を除いて、見るからに経営状態が危ないとかは無いということですね。

石井委員: そうですね。

委員長: それらが揃うことを条件として、除外される法人はないという形にしたいと思います。それでは、第一次選考(書類審査)の結果といたしまして、「除外される法人等はない」といたしますが、よろしいですか。

### ---- 異議なし ----

委員長: そのように決定いたします。

### イ 面接審査の実施方法について

委員長: 次に面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局: 「(資料7に沿って)説明」

石井委員: 指定管理料で3億7,300万円、5年間が提示されていて、これの根拠が何か、 一応、審査項目の中に収支計画の算定根拠が妥当かというのがあると思うのです が、管理料の設定根拠が、どういう前提でなされているか気になります。

事務局: 指定管理料は、上限を決めて市から提示しています。

委員長: 応募者がその上限を出してきたということですね。

事務局: そうですね。

石井委員: その設定は、例えば利用者人数は、過去の実績からこれぐらいの利用人数だから、これぐらいの値段でやるとか、どういう決め方をされているのでしょうか。

事務局: 前回でもありましたけれども、定員としては30名です。実際には今、利用が12から13人程度が基本になっており、さらにショートステイという事業がありますので、それらを含めましても、大体20人以下の利用と現状なっておりますので、施設も20人程度入っても対応できるような運営を基本として、試算した額になっております。

石井委員: それを超えた利用者が出てくると、値段はそこが上限ですよね。

事務局: そうですね。この数年は、10年前から比較しますと、入所者数としては減ってきておりまして、20人を超えることがあまり想定されないかなとは考えているところです。

石井委員: そこは、市として算定されている金額があって、事業者さんも、その辺は分かった上でということなのですかね。

事務局: そうですね。人数が、入所者数が少し増減することがありましても、どちらかというと、日中に大体このぐらい職員がいてという人件費部分が一番経費としては高くなりますので、少し人数が、入所者数が増えたり減ったりでも、あまり人件費といいますか、必要な職員数は変わりませんので、そこで増減はしないのかなとは考えているところです。

石井委員: その日中の利用者数の増減ではどうなのですか。必要な職員さんの対応人数は 変わってくるのですか。

事務局: 入所者数の増減によって、職員数を増やす必要があったりとかはないです。

石井委員: 入所者数では影響されないということですね。

事務局: そうですね。

石井委員: ショートステイで通われている方がすごく増えたりすると、職員さんの必要な 人数も変わってきたりということはありますか。

事務局: 一時的に必要ということはあるかもしれないですけど、ショートステイなので、 基本的には月に7日までなので大丈夫かと思います。ショートステイの方を合わせ ても実績として20人以下の利用となっていますので、20人程度までという算定で 試算しているところです。

石井委員: 逆に、それを超えてショートステイの人や入所者が、万が一、増えたりとかした場合は、それは事業所の持ち出しになるということですよね。

事務局: 考え方としてはそうなります。

石井委員: 要は、今までの実績もあるから、当然、聖徳園さんもそれをちゃんと分かった 上で出してこられているということですかね。

事務局: 同じ実績を過去5年間見て、今後の見込みを立てますので、あまり大きな乖離が生じないと思います。万が一、そういう状況が生じたときには、基本的には5年間、債務負担行為という形でなってしまいますので、その範囲でいろいろ工夫していただくということですね。ただ、災害が起きるとか、大きな事情変更があった場合はもちろん協議をして、そこは変更するという考えです。

石井委員: 応募者が今回も少ないので、その考えが分かりにくいと、やったことない事業 者は手が挙げにくいのかなと思うのですけど。

事務局: 他には、立地というのもあるかと思います。また、和風園の目の前に応募法人の 特養施設があります。そのため、災害や台風などで避難しなければならない場合の 対応も有利なところに構えておられますので、他の法人が競合で応募するのはなか なかできないという本音も漏らしておられる別の法人もいらっしゃいます。ここが やっていただく限りは、手を挙げられないのかなと思っております。

事務局: あとは、コロナの中で今やっている事業の運営も大変なので、なかなか新たな事業展開することは、難しいという意見も聞いているところです。

委員長: 面接の方法ですけど、ほかに御意見等がありますでしょうか。

谷委員: 算定について、合格基準が7割以上とありますが、7点から10点の間の基準は、 それぞれ個々の委員に任せられているものになるのか、一定の委員の中での統一し た基準があったりしますか。統一されていなかったら、各委員の点数を合計したと きに、合格基準を超えるか超えないかが出てくるのではないかなと思いまして。

委員長: バラつきはもちろんありますが、それは各委員の裁量としかいいようがないです ね。最終結果を見て、バラつきが多いようですと、場合によっては修正をする必要 が出てきたりもします。

谷委員: 個々の基準でということですね。分かりました。

委員長: ほか、何か面接審査の方法についてありますか。

神部委員: もしよろしければ、10点は特に優れているとか、7、8がまあ優れているとか、

何らかの簡易な指標とかがあれば、大差がつくというリスクを減らせるのではないかなと思います。

事務局: 参考になるような資料がありますので、そちらをご用意させていただきます。

谷委員: 当日プレゼンされる法人は、この審査項目を把握された上で、プレゼンされるという認識でよろしいですか。

事務局: そうですね。応募の提出様式の中に、全ての項目を記載するようにいたしましたので、どの点を評価されるかというのは、分かるようになっています。

委員長: 配点は公表されていないでしょうか。

事務局: 配点は公表しておりませんが、評価項目が分かるようにしています。

谷委員: それが、この事業計画書に当たるとういうことでよろしいですか。

事務局: そうですね。当初は大きい項目だけ表で記載していましたが、細かい審査基準が 分かりにくいということで、全て記載するようにしまして、法人にも分かるように お渡ししています。

谷委員: 分かりました。

谷委員: 今回追加されたところで、福利厚生は評価項目には入っていますが、計画書の中には見当たりません。これはどう評価したらいいでしょうか。

事務局: そうですね。福利厚生について十分に記載されていないように思いますが、それは当日に質問いただきたいなというのと、事業報告書の18ページで、あしや聖徳園さんの取組内容という記載もございますので、この辺りでも少し取組内容として、働きやすさを記載されているところもありますので、当日ご説明いただけるのかとは考えています。

谷委員: ありがとうございます。

神部委員: 事業計画書の20ページから人件費で福利費とあるのですが、これはどういう名目でしょうか。月額と賞与は分かるのですけど何でしょうか。

事務局: 法定福利費だと思うのですが。

神部委員: こちらとしては、有給休暇の取りやすさとか、その辺りを想定したので、その

ような文言が欲しかったのですが。もしかしたら、この費用と解釈されてしまった可能性がありますね。

委員長: 他に、採点方法に関して何か御意見等はありますでしょうか。無ければ、次に、 その他について、事務局から御説明お願いできますでしょうか。

事務局: その他の内容は、特にございません。

委員長: 他に特になければ、今日、予定していた議事は一応終了になりますが、よろしいですか。当日は、もちろん面接で聞かないといけないこととかも出てくると思いますけど。ひとまず、予定していた議事は一応、以上という形にして、今後の委員会日程について、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

事務局: 第3回目が、10月24日月曜日の午後1時から、こちらの市役所北館4階教育委員会室にて開催いたします。以上です。

委員長: そしたら、本日はこれで終了になります。お疲れさまでした。ありがとうございました。